

# 第9号 じんぶん館だより

卒業シーズン到来！3年間あっという間すぎる～！毎日全力投球な寮生たちからの元気なお便りです！どうぞ！



↑じんぶんファームのメンバーです。  
結果発表後の、皆ほっとしてる写真です。



↑皆さんが答えてくれたアンケートをもとに発表した様子です。  
1回目の発表で緊張しています。

私たちの商品を産業まつり  
でお買い上げ頂いた方、  
ありがとうございました。

ハイタイ！先月私たちじんぶんファームはマイプロジェクトアワードという大会に参加してきました。じんぶんファームとは寮生の有志が畑を借り、野菜を育て商品化し販売するまでほぼ自分達だけやる寮内プロジェクトのことです。結果は・・・個人部門で優勝し沖縄県代表に選ばれました！！

大会では島かぼちゃのことをメインに伝えました。これを機に島かぼちゃを知る人が1人でも多く増えたら嬉しいです。私がじんぶんファームに入り私自身大きく変わったことは、自分の意見を主張出来るようになったことです。入る前は「自分の意見を言っても意味が無い」と思ってたけど意見を言っていくうちにメンバーが共感してくれて、自信がついていきました。先輩後輩関係なく気を使わず意見を言えるのはこのチームの良い所でもあり、自慢できる所だと思います。今月末は九州大会です。皆で協力し楽しみながら進められたらと思います。頑張ります！ (三好夏鈴)

じんぶん館ブログ「離島留学生の日々」が魅力化HPにてリニューアル！是非こちらも読んでください。→



※今月はじんぶんファーム特別編として夏鈴記者のみでお送りしました。来月は拓登記者がお届けします！

## 屋外広告物のルールを守り美しいまちを!!

### 屋外広告物とは？

みなさんが普段目にしてる看板やポスター、のぼり旗など屋外に表示されているものです。営業広告物だけでなく非営利的なものであっても、表示内容にかかわらず、「屋外広告物」になります。



### 屋外広告物は

#### まちなみづくりの一環です！

広告は活気を与えますが、無秩序に表示されると自然景観を損ねてしまいます。また、管理がおろそかになると落下などの事故が起こる可能性もあります。ルールを守り美しく安全なまちなみをつくりましょう！



### 屋外広告物のルール 1

#### 原則として許可が必要です

- ・ 広告物の種類や地域に応じて、面積や高さなどの制限があります。
- ・ 広告物を表示できない禁止地域や禁止物件があります。ただし、表示面積が 10 m<sup>2</sup>以下（禁止地域では 5 m<sup>2</sup>以下）の自家用広告物は、許可不要です。

お問合せ・申請 建設課 ☎985-7125

### 屋外広告物のルール 2

#### 屋外広告業を営むためには 沖縄県に登録が必要です

- ・ 県のウェブサイト

沖縄県 屋外広告業登録

検索

- ・ 沖縄県広告美術協同組合  
浦添市牧港 5-15-1(2階) ☎943-6390

屋外広告物の設置は屋外広告業登録業者に依頼しましょう。



沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 ☎866-2408  
南部土木事務所 維持管理班 ☎867-2941

詳しくは

沖縄県 屋外広告物

検索